

平成21年8月3日

国土交通省砂防部砂防計画課

特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会 の開催について(第1回)

平成16年の中越地震や平成20年の岩手・宮城内陸地震等による河道閉塞(天然ダム)等の特殊な土砂災害が近年発生しており、ひとたび決壊した場合は地域社会に大きな被害を与えかねません。

がけ崩れ、土石流、地滑りによる被害の防止については現在「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により基礎調査の実施、警戒区域等の指定が進められていますが、地震による天然ダムや火山噴火活動等により発生する特殊な土砂災害についても、緊急的な警戒避難など危機管理を的確に行うことが求められます。

こうした状況に鑑み、天然ダム等を含む特殊な土砂災害における危機管理のための調査・監視・警戒避難体制の構築等に係る法制度について検討を行い、提言を得ることを目的として学識者、専門家及び被災地の行政関係者等からなる検討会を下記の通り開催しますのでお知らせします。

記

- 1 日 時：平成21年8月6日(木)10:00~12:00
- 2 場 所：国土交通省(3号館)11階特別会議室
(東京都千代田区霞が関2-1-3)
- 3 検討会の趣旨、メンバー：別紙の通り
- 4 その他

本検討会は傍聴可能ですが、座席に限りがございますので事前に下記の問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。なお、カメラ撮影につきましては冒頭のみに限らせていただきます。また、検討会終了後、資料をホームページに(<http://www.mlit.go.jp/river/sabo/index.html>)にて公開いたします。

なお、第2回については8月21日に岩手・宮城内陸地震被災地(宮城県栗原市等)の現地視察を実施する予定としております。

問い合わせ先

国土交通省 河川局 砂防部 砂防計画課 砂防計画調整官 渡 正昭
TEL03-5253-8111 (内線36102)
砂防管理室長 河井睦朗
(内線36161)

特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会 設立趣意書(案)

平成16年中越地震、平成20年岩手・宮城内陸地震による河道閉塞(天然ダム)等の特殊な土砂災害が近年発生するようになった。こうした特殊な土砂災害は、発生頻度が少ないものの、一度決壊した場合は地域に壊滅的な被害を与えかねない可能性を有している。また地震時等には、がけ崩れ等の一般的な土砂災害も特殊な土砂災害と輻輳して多数発生している。

がけ崩れ、土石流、地滑りといった一般的な土砂災害に対しては平成13年施行の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂法)」により国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について都道府県が行う事前の基礎調査により、警戒避難体制の整備が行われ一定の成果を得ている。この土砂法における土砂災害警戒区域は、都道府県が相当の時間的余裕を持って基礎調査を行い、その結果等に基づき市町村が警戒避難体制を構築するものであり、地震による滑落崖の発生等土砂災害が発生する蓋然性が確認される場合等において、危機管理に対する制度設計とはなっていない。こうした場合、危険な区域は直ちに避難を行う等、土砂災害に対する危機管理能力を向上させるべきである。

天然ダムの発生とその後の降雨等による決壊、また火山噴火後の火山・火山山麓への火山灰の堆積に伴う大規模な土石流等、特殊な土砂災害に対しては、緊急の調査に基づき区域を指定し住民に避難指示等を行う事により、危険区域内の住民の早急な安全確保が不可欠である。しかしながら、市町村は災害対策基本法により警戒避難体制を整備し避難の指示を行う責務を有するものの、こうした特殊な土砂災害に対し危険な区域を特定し監視する等の技術を有していない。また、都道府県はがけ崩れ等一般的な土砂災害に対する技術を有するものの、天然ダム等の特殊な土砂災害に対する技術を保有することは困難であり、又保有しようとしても非常に非効率である。

本検討会ではこうした状況を踏まえ、地域の安全と安心を確保し国民の生命身体を保護するため、天然ダム等特殊な土砂災害を含む土砂災害における危機管理のための調査・監視・警戒避難体制の構築等に係る法制度について、土砂法を中心として検討をおこなうものである。

特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会

委員名簿

宇賀 克也	東京大学大学院教授
石川 芳治	東京農工大学大学院教授
笠原 芳彦	長岡市理事・危機管理監
片田 敏孝	群馬大学大学院教授
佐藤 勇	宮城県栗原市長
志方 俊之	帝京大学法学部教授
村井 仁	長野県知事
村井 嘉浩	宮城県知事
吉岡 庭二郎	前島原市長

(敬称略)